

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
7	生活保護に関する事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

石川県は、生活保護に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

—

## 評価実施機関名

石川県知事

## 公表日

令和6年7月1日

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	生活保護に関する事務
②事務の概要	<p>生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)に基づき、又は準じ、生活に困窮する者に対して、その困窮の程度に応じ、必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長するため、次の事務を行う。</p> <p>①要保護者の申請に対し、生活保護法に基づき、保護を決定し、実施する。            ②保護の開始、若しくは変更申請の受理、その申請に係る事実についての審査又は応答に関する事務を行う。            ③職権により、要保護者に対する保護の開始又は変更を決定し、実施する。            ④保護の停止又は廃止に関する事務を行う。            ⑤生活保護法第29条第1項の資料の提供等の求めに関する事務を行う。            ⑥就労自立給付金の支給の申請の受理、決定及び支給に関する事務を行う。            ⑦進学・就職準備給付金の支給の申請の受理、決定及び支給に関する事務を行う。            ⑧被保護者健康管理支援事業の実施に関する事務を行う。            ⑨生活保護法第63条の保護に要する費用の返還に関する事務を行う。            ⑩生活保護法第77条第1項又は第78条第1項から第3項までの徴収金の徴収に関する事務を行う。            ⑪医療扶助オンライン資格確認の導入に関する次の事務を行う。            (1)生活保護システムから医療保険者向け中間サーバー等への特定個人情報の連携に関する事務            (2)医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴の管理に関する事務            (3)医療保険者等向け中間サーバー等における本人確認事務            (4)医療保険者等向け中間サーバー等における機関別符号の取得等に関する事務</p> <p>特定個人情報ファイルは、上記事務において、申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答を行うため、使用する。</p>
③システムの名称	生活保護システム、統合宛名システム、中間サーバー、住民基本台帳ネットワークシステム、レセプト管理システム、統合専用端末、医療保険者等向け中間サーバー等
2. 特定個人情報ファイル名	
生活保護システムファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"> <li>・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号)(以下「番号法」という。)第9条第1項 別表23の項</li> <li>・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年9月10日内閣府・総務省令第5号)第15条</li> <li>・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条第1項に規定する準法定事務及び準法定事務処理者を定める命令(令和6年5月24日年デジタル庁・総務省令第8号。以下「令和6年省令第8号」という。)別表1の項</li> <li>・県条例第3条第1項、第2項、別表第一5の項</li> <li>・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例施行規則(平成27年石川県規則第38号)(以下「県規則」という)第2条第5項</li> <li>・生活保護法第34条第5項、第6項、第80条の4</li> </ul>
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<p>[ 実施する ]</p> <p style="text-align: right;">           &lt;選択肢&gt;            1) 実施する            2) 実施しない            3) 未定         </p>

②法令上の根拠

<情報提供の根拠>

- ・番号法第19条第8号
  - ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令(令和6年5月24日デジタル庁・総務省令第9号)(以下「令和6年省令第9号」という。)第2条の表
- 13,14,20,28,37,40,42,48,49,53,59,63,69,74,75,76,86,87,89,96,108,125,132,141,144,151,155,158,161,167,168,169,170,171,172の項

<情報照会の根拠>

- ・番号法第19条第8号、第9号 別表23の項
- ・令和6年省令第8号別表1の項
- ・令和6年省令第9号第2条の表42,43,161,162の項、第44条、第45条、第163条、第164条
- ・県条例別表第二3の項、別表第三の3の項
- ・県規則第3条第3項、第4条第3項

<医療扶助オンライン資格確認事務に係る根拠>

生活保護法第80条の4

5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康福祉部厚生政策課
②所属長の役職名	健康福祉部厚生政策課長
6. 他の評価実施機関	
—	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	〒920-8580 金沢市鞍月1丁目1番地 石川県庁行政庁舎1階 石川県行政情報サービスセンター
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	〒920-8580 金沢市鞍月1丁目1番地 石川県健康福祉部厚生政策課 保護グループ

## II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[ 1,000人以上1万人未満 ]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年4月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

## IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[ 基礎項目評価書 ]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書  2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [ ]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [ ]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [ ]接続しない(入手) [ ]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[ <input type="radio"/> ] 自己点検 [ ] 内部監査 [ ] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

## 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年5月20日	I 関連情報 5.評価実施機関における担当部署 ②所属長	健康福祉部厚生政策課長 岡 譲	健康福祉部厚生政策課長 柚森 直弘	事後	人事異動による所属長名変更
平成28年5月20日	II しきい値判断項目 1.対象人数 いつの時点の計数か	平成27年4月1日時点	平成28年4月1日時点	事後	年1回のしきい値の確認に伴う修正
平成28年5月20日	II しきい値判断項目 2.取扱者数 いつの時点の計数か	平成27年4月1日時点	平成28年4月1日時点	事後	年1回のしきい値の確認に伴う修正
平成29年5月26日	II しきい値判断項目 1.対象人数 いつの時点の計数か	平成28年4月1日時点	平成29年4月1日時点	事後	年1回のしきい値の確認に伴う修正
平成29年5月26日	II しきい値判断項目 2.取扱者数 いつの時点の計数か	平成28年4月1日時点	平成29年4月1日時点	事後	年1回のしきい値の確認に伴う修正
平成30年6月1日	I 関連情報 5.評価実施機関における担当部署 ②所属長	健康福祉部厚生政策課長 柚森 直弘	健康福祉部厚生政策課長 村田 拓也	事後	人事異動による所属長名変更
平成30年6月1日	I 関連情報 8.特定個人情報ファイルの取扱いに関する問い合わせ連絡先	〒920-8580 金沢市鞍月1丁目1番地 石川県健康福祉部厚生政策課 生活自立支援グループ	〒920-8580 金沢市鞍月1丁目1番地 石川県健康福祉部厚生政策課 保護グループ	事後	組織改正による所属名変更
平成30年6月1日	II しきい値判断項目 1.対象人数 いつの時点の計数か	平成29年4月1日時点	平成30年4月1日時点	事後	年1回のしきい値の確認に伴う修正
平成30年6月1日	II しきい値判断項目 2.取扱者数 いつの時点の計数か	平成29年4月1日時点	平成30年4月1日時点	事後	年1回のしきい値の確認に伴う修正

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年6月21日	I 関連情報 5.評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	健康福祉部厚生政策課長	健康福祉部次長兼厚生政策課長	事後	人事異動による所属長の役職名変更
令和1年6月21日	II しきい値判断項目 1.対象人数 いつの時点の計数か	平成30年4月1日時点	平成31年4月1日時点	事後	年1回のしきい値の確認に伴う修正
令和1年6月21日	II しきい値判断項目 2.取扱者数 いつの時点の計数か	平成30年4月1日時点	平成31年4月1日時点	事後	年1回のしきい値の確認に伴う修正
令和1年6月21日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	<p>&lt;情報提供の根拠&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・番号法第19条第7号 別表第二の9,10,14,16,20,21,24,26,27,28,30,31,37,38,50,53,54,61,62,64,70,87,90,94,104,106,108,116,120の項</li> <li>・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年12月12日内閣府・総務省令第7号)(以下「主務省令」という。)の8,9,11,12,14,17,19,20,21,22,23,24,26の4,27,28,32,33,35,39,44,47,52,53,55,59の2の条</li> </ul> <p>&lt;情報照会の根拠&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・番号法第19条第7号 別表第二の26の項</li> <li>・主務省令の19の条</li> </ul>	<p>&lt;情報提供の根拠&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・番号法第19条第7号 別表第二の9,10,14,16,18,20,21,24,26,27,28,30,31,37,38,50,53,54,61,62,64,70,87,90,94,104,106,108,116,120の項</li> <li>・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年12月12日内閣府・総務省令第7号)(以下「主務省令」という。)の8,9,11,12,13,14,17,19,20,21,22,23,24,26の4,27,28,32,33,35,39,44,47,52,53,55,59の2,59の3の条</li> </ul> <p>&lt;情報照会の根拠&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・番号法第19条第7号 別表第二の26の項</li> <li>・主務省令の19の条</li> </ul>	事後	誤記修正
令和1年6月21日	IV リスク対策			事後	様式変更
令和2年7月1日	I 関連情報 5.評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	健康福祉部次長兼厚生政策課長	健康福祉部厚生政策課長	事後	人事異動による所属長の役職名変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年7月1日	II しきい値判断項目 1.対象人数 いつの時点の計数か	平成31年4月1日時点	令和2年4月1日時点	事後	再実施によるしきい値の確認に伴う修正
令和2年7月1日	II しきい値判断項目 2.取扱者数 いつの時点の計数か	平成31年4月1日時点	令和2年4月1日時点	事後	再実施によるしきい値の確認に伴う修正
令和3年7月1日	I 関連情報 1.特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)による保護の決定及び実施並びに就労自立給付金の支給並びに保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する次の事務を行う。 ①要保護者の申請に対し、生活保護法に基づき、保護を決定し、実施する。 ②職権により、要保護者に対する保護の開始又は変更を決定し、実施する。 ③保護の停止又は廃止に関する事務を行う。 ④就労自立給付金の支給の申請の受理、決定及び支給に関する事務を行う。 ⑤生活保護法第63条の保護に要する費用の返還に関する事務を行う。 ⑥生活保護法第77条第1項又は第78条第1項から第3項までの徴収金の徴収に関する事務を行う。  特定個人情報ファイルは、上記、生活保護法に基づく事務実施において、申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答を行うため、使用する。	生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)による保護の決定及び実施、就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する次の事務を行う。 ①要保護者の申請に対し、生活保護法に基づき、保護を決定し、実施する。 ②保護の開始、若しくは変更申請の受理、その申請に係る事実についての審査又は応答に関する事務を行う。 ③職権により、要保護者に対する保護の開始又は変更を決定し、実施する。 ④保護の停止又は廃止に関する事務を行う。 ⑤生活保護法第29条第1項の資料の提供等の求めに関する事務を行う。 ⑥就労自立給付金の支給の申請の受理、決定及び支給に関する事務を行う。 ⑦進学準備給付金の支給の申請の受理、決定及び支給に関する事務を行う。 ⑧生活保護法第63条の保護に要する費用の返還に関する事務を行う。 ⑨生活保護法第77条第1項又は第78条第1項から第3項までの徴収金の徴収に関する事務を行う。  特定個人情報ファイルは、上記、生活保護法に基づく事務実施において、申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答を行うため、使用する。	事後	法令改正による書きぶりの変更



変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年7月1日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークによる情報連携 ②法令上の根拠	<p>&lt;情報提供の根拠&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・番号法第19条第7号 別表第二の9,10,14,16,20,21,24,26,27,28,30,31,37,38,50,53,54,61,62,64,70,87,90,94,104,106,108,116,120の項</li> <li>・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年12月12日内閣府・総務省令第7号)(以下「主務省令」という。)の8,9,11,12,14,17,19,20,21,22,23,24,26の4,27,28,32,33,35,39,44,47,52,53,55,59の2の条</li> </ul> <p>&lt;情報照会の根拠&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・番号法第19条第7号 別表第二の26の項</li> <li>・主務省令の19の条</li> </ul>	<p>&lt;情報提供の根拠&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・番号法第19条第8号 別表第二の9,10,14,16,18,20,21,24,26,27,28,30,31,37,38,42,50,53,54,61,62,64,70,87,90,94,104,106,108,116,120の項</li> <li>・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年12月12日内閣府・総務省令第7号)(以下「主務省令」という。)の8,9,11,12,13,14,17,19,20,21,22,23,24,25,26の4,27,28,32,33,35,39,44,47,52,53,55,59の2の2,59の3条</li> </ul> <p>&lt;情報照会の根拠&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・番号法第19条第8号 別表第二の26の項</li> <li>・主務省令の19の条</li> </ul>	事後	法令改正による条文修正 9月1日施行の改正に伴う修正
令和3年7月1日	II しきい値判断項目 1.対象人数 いつの時点の計数か	令和2年4月1日時点	令和3年4月1日時点	事後	年1回のしきい値の確認に伴う修正
令和3年6月21日	II しきい値判断項目 2.取扱者数 いつの時点の計数か	令和2年4月1日時点	令和3年4月1日時点	事後	年1回のしきい値の確認に伴う修正

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年7月1日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	<p>生活保護法(昭和三十五年法律第百四十四号)による保護の決定及び実施、就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する次の事務を行う。</p> <p>①要保護者の申請に対し、生活保護法に基づき、保護を決定し、実施する。 ②保護の開始、若しくは変更申請の受理、その申請に係る事実についての審査又は応答に関する事務を行う。 ③職権により、要保護者に対する保護の開始又は変更を決定し、実施する。 ④保護の停止又は廃止に関する事務を行う。 ⑤生活保護法第29条第1項の資料の提供等の求めに関する事務を行う。 ⑥就労自立給付金の支給の申請の受理、決定及び支給に関する事務を行う。 ⑦進学準備給付金の支給の申請の受理、決定及び支給に関する事務を行う。 ⑧生活保護法第63条の保護に要する費用の返還に関する事務を行う。 ⑨生活保護法第77条第1項又は第78条第1項から第3項までの徴収金の徴収に関する事務を行う。</p> <p>特定個人情報ファイルは、上記、生活保護法に基づく事務実施において、申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答を行うため、使用する。</p>	<p>生活保護法(昭和三十五年法律第百四十四号)による保護の決定及び実施、就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する次の事務を行う。</p> <p>①要保護者の申請に対し、生活保護法に基づき、保護を決定し、実施する。 ②保護の開始、若しくは変更申請の受理、その申請に係る事実についての審査又は応答に関する事務を行う。 ③職権により、要保護者に対する保護の開始又は変更を決定し、実施する。 ④保護の停止又は廃止に関する事務を行う。 ⑤生活保護法第29条第1項の資料の提供等の求めに関する事務を行う。 ⑥就労自立給付金の支給の申請の受理、決定及び支給に関する事務を行う。 ⑦進学準備給付金の支給の申請の受理、決定及び支給に関する事務を行う。 ⑧被保護者健康管理支援事業の実施に関する事務を行う。 ⑨生活保護法第63条の保護に要する費用の返還に関する事務を行う。 ⑩生活保護法第77条第1項又は第78条第1項から第3項までの徴収金の徴収に関する事務を行う。</p> <p>特定個人情報ファイルは、上記、生活保護法に基づく事務実施において、申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答を行うため、使用する。</p>	事後	法令改正による書きぶりの変更
令和4年7月1日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつの時点の計数か	令和3年4月1日時点	令和4年4月1日時点	事後	年1回のしきい値の確認に伴う修正
令和4年7月1日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつの時点の計数か	令和3年4月1日時点	令和4年4月1日時点	事後	年1回のしきい値の確認に伴う修正

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	<p>I 関連情報 1.特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要</p>	<p>生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)による保護の決定及び実施、就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する次の事務を行う。</p> <p>①要保護者の申請に対し、生活保護法に基づき、保護を決定し、実施する。 ②保護の開始、若しくは変更申請の受理、その申請に係る事実についての審査又は応答に関する事務を行う。 ③職権により、要保護者に対する保護の開始又は変更を決定し、実施する。 ④保護の停止又は廃止に関する事務を行う。 ⑤生活保護法第29条第1項の資料の提供等の求めに関する事務を行う。 ⑥就労自立給付金の支給の申請の受理、決定及び支給に関する事務を行う。 ⑦進学準備給付金の支給の申請の受理、決定及び支給に関する事務を行う。 ⑧被保護者健康管理支援事業の実施に関する事務を行う。 ⑨生活保護法第63条の保護に要する費用の返還に関する事務を行う。 ⑩生活保護法第77条第1項又は第78条第1項から第3項までの徴収金の徴収に関する事務を行う。</p> <p>特定個人情報ファイルは、上記、生活保護法に基づく事務実施において、申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答を行うため、使用する。</p>	<p>生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)に基づき、生活に困窮する者に対して、その困窮の程度に応じ、必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長するため、次の事務を行う。</p> <p>①要保護者の申請に対し、生活保護法に基づき、保護を決定し、実施する。 ②保護の開始、若しくは変更申請の受理、その申請に係る事実についての審査又は応答に関する事務を行う。 ③職権により、要保護者に対する保護の開始又は変更を決定し、実施する。 ④保護の停止又は廃止に関する事務を行う。 ⑤生活保護法第29条第1項の資料の提供等の求めに関する事務を行う。 ⑥就労自立給付金の支給の申請の受理、決定及び支給に関する事務を行う。 ⑦進学準備給付金の支給の申請の受理、決定及び支給に関する事務を行う。 ⑧被保護者健康管理支援事業の実施に関する事務を行う。 ⑨生活保護法第63条の保護に要する費用の返還に関する事務を行う。 ⑩生活保護法第77条第1項又は第78条第1項から第3項までの徴収金の徴収に関する事務を行う。 ⑪医療扶助オンライン資格確認の導入に関する次の事務を行う。 (1)生活保護システムから医療保険者向け中間サーバー等への特定個人情報の連携に関する事務 (2)医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴の管理に関する事務 (3)医療保険者等向け中間サーバー等における本人確認事務 (4)医療保険者等向け中間サーバー等における機関別符号の取得等に関する事務</p>	事後	<p>外国人生活保護独自利用事務実施 及び 医療扶助のオンライン資格確認の導入に伴う修正</p>
	<p>I 関連情報 1.特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称</p>	<p>生活保護システム、統合宛名システム、中間サーバー、住民基本台帳ネットワークシステム</p>	<p>生活保護システム、統合宛名システム、中間サーバー、住民基本台帳ネットワークシステム、レセプト管理システム、統合専用端末、医療保険者等向け中間サーバー等</p>	事前	<p>医療扶助のオンライン資格確認の導入に伴う修正</p>

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"> <li>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号)(以下「番号法」という。)第9条第1項 別表第一の15の項</li> <li>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年9月10日内閣府・総務省令第5号)第15条</li> <li>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年9月10日内閣府・総務省令第5号)第15条</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号)(以下「番号法」という。)第9条第1項 別表第一の15の項</li> <li>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年9月10日内閣府・総務省令第5号)第15条</li> <li>県条例第3条第1項、第2項、別表第一5の項</li> <li>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例施行規則(平成27年石川県規則第38号)(以下「県規則」という)第2条第5項</li> <li>生活保護法第34条第5項、第6項、第80条の4(令和5年度中の施行予定)</li> <li>生活保護法附則(令和3年6月11日法律第66号)第10条</li> </ul>	事後	外国人生活保護独自利用事務実施 及び 医療扶助のオンライン資格確認の導入に伴う修正
	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"> <li>&lt;情報提供の根拠&gt;</li> <li>番号法第19条第8号 別表第二の9,10,14,16,18,20,21,24,26,27,28,30,31,37,38,42,50,53,54,61,62,64,70,87,90,94,104,106,108,116,120の項</li> <li>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年12月12日内閣府・総務省令第7号)(以下「主務省令」という。)の8,9,11,12,13,14,17,19,20,21,22,23,24,25,26の4,27,28,32,33,35,39,44,47,52,53,55,59の2の2,59の3条</li> <li>&lt;情報照会の根拠&gt;</li> <li>番号法第19条第8号 別表第二の26の項</li> <li>主務省令の19の条</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>&lt;情報提供の根拠&gt;</li> <li>番号法第19条第8号 別表第二の9,10,14,16,18,20,24,26,27,28,30,31,37,38,42,50,53,54,61,62,64,70,87,90,94,104,106,108,116,120の項</li> <li>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年12月12日内閣府・総務省令第7号)(以下「主務省令」という。)の8,9,11,12,13,14,17,19,20,21,22,23,24,25,26の4,27,28,32,33,35,39,44,47,52,53,55,59の2の2,59の3条</li> <li>&lt;情報照会の根拠&gt;</li> <li>番号法第19条第8号、第9号 別表第二の26の項</li> <li>主務省令第19条</li> <li>県条例別表第二3の項、別表第三の3の項</li> <li>県規則第3条第3項、第4条第3項</li> <li>&lt;医療扶助オンライン資格確認導入準備事務に係る根拠&gt;</li> <li>生活保護法第80条の4(令和5年度中の施行予定)</li> <li>生活保護法附則(令和3年6月11日法律第66号)第10条</li> </ul>	事後	番号法の改正 及び 外国人生活保護独自利用事務実施 及び 医療扶助のオンライン資格確認の導入に伴う修正
令和5年7月1日	II しきい値判断項目 1.対象人数 いつの時点の計数か	令和4年4月1日時点	令和5年4月1日時点	事後	年1回のしきい値の確認に伴う修正

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年7月1日	II しきい値判断項目 2.取扱者数 いつの時点の計数か	令和4年4月1日時点	令和5年4月1日時点	事後	年1回のしきい値の確認に伴う修正
令和6年7月1日	I 関連情報 1.特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	生活保護法(昭和三十五年法律第百四十四号)に基づき、生活に困窮する者に対して、その困窮の程度に応じ、必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長するため、次の事務を行う。 ①要保護者の申請に対し、生活保護法に基づき、保護を決定し、実施する。 ②保護の開始、若しくは変更申請の受理、その申請に係る事実についての審査又は応答に関する事務を行う。 ③職権により、要保護者に対する保護の開始又は変更を決定し、実施する。 ④保護の停止又は廃止に関する事務を行う。 ⑤生活保護法第29条第1項の資料の提供等の求めに関する事務を行う。 ⑥就労自立給付金の支給の申請の受理、決定及び支給に関する事務を行う。 ⑦進学準備給付金の支給の申請の受理、決定及び支給に関する事務を行う。 ⑧被保護者健康管理支援事業の実施に関する事務を行う。 ⑨生活保護法第63条の保護に要する費用の返還に関する事務を行う。 ⑩生活保護法第77条第1項又は第78条第1項から第3項までの徴収金の徴収に関する事務を行う。 ⑪医療扶助オンライン資格確認の導入に関する次の事務を行う。 (1)生活保護システムから医療保険者向け中間サーバー等への特定個人情報の連携に関する事務 (2)医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴の管理に関する事務 (3)医療保険者等向け中間サーバー等における本人確認事務 (4)医療保険者等向け中間サーバー等における機関別符号の取得等に関する事務	生活保護法(昭和三十五年法律第百四十四号)に基づき、又は準じ、生活に困窮する者に対して、その困窮の程度に応じ、必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長するため、次の事務を行う。 ①要保護者の申請に対し、生活保護法に基づき、保護を決定し、実施する。 ②保護の開始、若しくは変更申請の受理、その申請に係る事実についての審査又は応答に関する事務を行う。 ③職権により、要保護者に対する保護の開始又は変更を決定し、実施する。 ④保護の停止又は廃止に関する事務を行う。 ⑤生活保護法第29条第1項の資料の提供等の求めに関する事務を行う。 ⑥就労自立給付金の支給の申請の受理、決定及び支給に関する事務を行う。 ⑦進学・就職準備給付金の支給の申請の受理、決定及び支給に関する事務を行う。 ⑧被保護者健康管理支援事業の実施に関する事務を行う。 ⑨生活保護法第63条の保護に要する費用の返還に関する事務を行う。 ⑩生活保護法第77条第1項又は第78条第1項から第3項までの徴収金の徴収に関する事務を行う。 ⑪医療扶助オンライン資格確認の導入に関する次の事務を行う。 (1)生活保護システムから医療保険者向け中間サーバー等への特定個人情報の連携に関する事務 (2)医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴の管理に関する事務 (3)医療保険者等向け中間サーバー等における本人確認事務 (4)医療保険者等向け中間サーバー等における機関別符号の取得等に関する事務	事後	生活保護法の改正 進学・就職準備給付金に係る変更



変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年7月1日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"> <li>・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号)(以下「番号法」という。)第9条第1項 別表第一の15の項</li> <li>・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年9月10日内閣府・総務省令第5号)第15条</li> <li>・県条例第3条第1項、第2項、別表第一5の項</li> <li>・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例施行規則(平成27年石川県規則第38号)(以下「県規則」という)第2条第5項</li> <li>・生活保護法第34条第5項、第6項、第80条の4(令和5年度中の施行予定)</li> <li>・生活保護法附則(令和3年6月11日法律第66号)第10条</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号)(以下「番号法」という。)第9条第1項 別表23の項</li> <li>・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年9月10日内閣府・総務省令第5号)第15条</li> <li>・政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条第1項に規定する準法定事務及び準法定事務処理者を定める命令(令和6年5月24日デジタル庁・総務省令第8号。以下「令和6年省令第8号」という。)別表1の項</li> <li>・県条例第3条第1項、第2項、別表第一5の項</li> <li>・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例施行規則(平成27年石川県規則第38号)(以下「県規則」という)第2条第5項</li> <li>・生活保護法第34条第5項、第6項、第80条の4</li> </ul>	事後	番号法関係法令の改正 医療扶助オンライン資格確認導入に伴う修正
令和6年7月1日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	<p>&lt;情報提供の根拠&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・番号法第19条第8号 別表第二の9,10,14,16,18,20,24,26,27,28,30,31,37,38,42,50,53,54,61,62,64,70,87,90,94,104,106,108,116,120の項</li> <li>・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年12月12日内閣府・総務省令第7号)(以下「主務省令」という。)の8,9,11,12,13,14,17,19,20,21,22,23,24,25,26の4,27,28,32,33,35,39,44,47,52,53,55,59の2の2,59の3条</li> </ul> <p>&lt;情報照会の根拠&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・番号法第19条第8号、第9号 別表第二の26の項</li> <li>・主務省令第19条</li> <li>・県条例別表第二3の項、別表第三の3の項</li> <li>・県規則第3条第3項、第4条第3項</li> </ul> <p>&lt;医療扶助オンライン資格確認導入準備事務に係る根拠&gt;</p> <p>生活保護法第80条の4(令和5年度中の施行予定)</p> <p>生活保護法附則(令和3年6月11日法律第66号)第10条</p>	<p>&lt;情報提供の根拠&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・番号法第19条第8号</li> <li>・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令(令和6年5月24日デジタル庁・総務省令第9号)(以下「令和6年省令第9号」という。)第2条の表</li> </ul> <p>13,14,20,28,37,40,42,48,49,53,59,63,69,74,75,76,86,87,89,96,108,125,132,141,144,151,155,158,161,167,168,169,170,171,172の項</p> <p>&lt;情報照会の根拠&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・番号法第19条第8号、第9号 別表23の項</li> <li>・令和6年省令第8号別表1の項</li> <li>・令和6年省令第9号第2条の表42,43,161,162の項、第44条、第45条、第163条、第164条</li> <li>・県条例別表第二3の項、別表第三の3の項</li> <li>・県規則第3条第3項、第4条第3項</li> </ul> <p>&lt;医療扶助オンライン資格確認事務に係る根拠&gt;</p> <p>生活保護法第80条の4</p>	事後	番号法関係法令の改正 医療扶助オンライン資格確認導入に伴う修正

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年7月1日	Ⅱ しきい値判断項目 1.対象人数 いつの時点の計数か	令和5年4月1日時点	令和6年4月1日時点	事後	年1回のしきい値の確認に伴う修正
令和6年7月1日	Ⅱ しきい値判断項目 2.取扱者数 いつの時点の計数か	令和5年4月1日時点	令和6年4月1日時点	事後	年1回のしきい値の確認に伴う修正